

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

【原則1】

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|--|---|--|--------------------|-----------|--|---|---|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| [原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること | ◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、2016年に定款を制定し、その中に会員及び役員、社員総会、理事会などの諸規程を定め、適切な団体運営及び事業運営に努めている。 | ・定款 | | | (1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。 | (1) 定款 | |
| | (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること | | | | | (1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること。 | | |
| | (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること | ◆関連法令の遵守を基本として、定款に基づき基本規程及び各種規程の細則を定めて、事業を運営している。 ◆県及び各市町村の地方公共団体等のスポーツ施設を利用する場合は、関係条例や規則その他、当該施設の利用規則を遵守して事業運営をしている。 | ・定款 ・基本規程及び各種細則 | | | (1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。 | (1) 基本規程 | (1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。 |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること | ◆定款、基本規程に基づき総会・理事会・各委員会等を明確化した組織図を作成し、会長1名（法人上の代表理事）、副会長3名、専務理事1名、事務局長1名、常務理事8名（以上14名を法人上の業務執行理事）をおいている。 ◆事務局の負担軽減を図るため、業務執行理事で構成する常務理事会を定期開催することにより協会運営の円滑化と効率化を図り、諸課題に対応していく体制を整えていく予定。 ◆外部理事の目標割合は設定していない。実情を踏まえつつ今後常務理事会等で検討していきたい。 | ・役員名簿 ・組織図 | | | (1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 | (1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。 | 【参考】ここでの「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役員である者 ウ 当該協会の役員または幹事職員（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者] | |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

【原則1】

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|----|---|--|--------------------------------|-----------|---------|--|--|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| | (5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】 | ◆定款や基本規程等、組織運営に必要な各種規程を整備している。 | ・定款 ・基本規程及び各種細則 | | | (1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。 | (1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程 | |
| | (6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】 | ◆基本規程第3条及び第23条により、加盟9郡市協会、1連盟と2協力団体の12団体を正会員としている。 また、理事については、県協会全体の組織運営が円滑に機能するように、推薦母体として9郡市協会から各1名の9名、1連盟から1名、専門委員会から12名以内、2協力団体から各1名の2名及びその他必要と認められた者が必要な人数を推薦してもらい、社員総会の決議によって選出している。 | ・定款 ・基本規程 ・会員名簿 ・役員名簿 | | | (1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 | (1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。 | ※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名 |
| | (7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】 | ◆理事会は定款第23条において、役員となる理事は3名以上40名以内、監事は1名以上5名以内と定められている。 また基本規程第3条により、理事会を適正規模とするため理事の推薦は、加盟する各団体との意思疎通が図られるよう9郡市協会と1連盟、県協会の各事業を中心的に行う専門委員会及び2協力団体の責任者又は業務執行の職にあるものとし、その他本協会の業務執行上必要なものを加えて、現在理事28名、監事2名で構成されている。 | ・定款 ・基本規程 ・役員名簿 | | | (1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 | (1) 役員名簿 | (1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。 |
| | (8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】 | ◆基本規程第8条に役員（理事）の定年制を規定し、就任時において満75歳未満としているが、再任回数の上限については定めていないため常務理事会等で今後検討していく予定である。 ただし、会長及び監事については実情を踏まえて定年制規程の対象範囲外としているが、今後見直しを検討していく必要があると考えている。 | ・基本規程 | | | (1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。 | (1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。 | (1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。 |
| | (9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】 | ◆定款第24条役員（理事）の推薦規程により、推薦母体から推薦された次期役員候補を社員総会に諮り、議決を経て選任しているため、役員選考委員会は設置していない。 ◆基本規程細則・特別委員会規程により次期代表理事の選考については、「代表理事選考委員会」を設置、次期代表理事候補者を選出して理事会に推薦し、議決を経て社員総会に諮っている。 選考委員会は、会長、副会長、専務理事、事務局局長及び常務理事で構成している。 | ・定款 ・基本規程及び細則 | | | (1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 | (1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録 | (1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」 |

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|----|---|--|-------|-----------|---------|--|--|--|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| | (10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】 | ◆2022年度より女性理事2名委嘱した。女性理事の目標割合を特に設定していない。基本規程により理事構成が規定されているため、各カテゴリー内で理事に成り得る女性を人材育成することで、女性理事の割合を高めるよう今後検討していきたい。 | ・役員名簿 | | | (1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 | (1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。 | (1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手なり得る人材を計画的に育成している。 |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

[原則2]

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|--|---|--|-------------------|-----------|---------|--|--|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| [原則2] 組織運営に関する 目指すべき基本方針を策定し 公表すべきである。 | (1) 組織運営に関する 中期目標を策定し公表す ること【追加】 | ◆年度ごとに基本方針を策定し、事業計画書で 具体的に定めて社員総会で公表している。 また、協会ホームページに掲載するとともに、 協会報にも掲載し配布することで更なる周知を 図っている。 ◆中期目標については現在策定しておらず、今 後常務理事会等で意見を募り策定していく予定 である。 | ・社員総会資料 ・理事会資料 | | | (1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意 見を募っている。 | (1) 中期目標 | (1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務 分野ごとに、より詳細な目標を策 定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、 目標の達成状況等について、定期 的に把握・分析し、目標等の修正、 方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば 以下のような要素を含むことが考 えられる。 ①組織として目指すところ（ミッシ ョン、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、 例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までの ギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アク ションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス （PDCAサイクル） |
| | (2) 組織運営の強化に 関し、ボランティア人材 の発掘・育成および人材 （定年退職者）の活用を 積極的に行うこと【追 加】 | ◆人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定 していない。今後、計画策定にあたり理事等の 意見を募り策定していきたい。 | | | | (1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定して いる。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意 見を募っている。 | (1) 人材の発掘・育成・活用に関 する計画 | |
| | (3) 財務運用における 健全確保をすること【追 加】 | ◆2020年度より事業協賛スポンサーと契約をす るなどして自主財源の確保に努めている。 ◆財務運用全般を規定した財務規程は定めてい ないが、基本規程に旅費規程等を規定し、年度 予算策定にあたっては専門委員会とヒアリング を行い予算に反映させている。 ◆会計執行にあたっては都度顧問税理士の指 導・助言の下、会計データを共有し法人会計基 準に従って予算執行、決算事務、財務諸表の作 成をしている。 ◆決算時には監事より監査を受け、収支決算書 に監査報告書を添付して社員総会に諮り決議し ている。 | ・社員総会資料 | | | (1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意 見を募っている。 | (1) 財務の健全性確保に関する計画 | (1) 会計年度ごとの詳細な計画を策 定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画 を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様 性の確保等、自己財源の充実を意 味する。 |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

[原則3]

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類以外にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|---|--|--|--|-----------|---------|---|--|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| 〔原則3〕暴力行為の根絶等 に向けたコンプライアンス 意識の徹底を図るべきであ る。 | (1) 役員員に対し、コ ンプライアンス教育を 実施すること、又はコ ンプライアンスに関す る研修等への参加を促 すこと | ◆コンプライアンスに関する定期的な 教育・研修の実施は出来ておらず、ガ バナンスコード策定を機に理事会にお いてガバナンスコードの策定主旨等の 説明を行うとともに、今後コンプライ アンスに関わる情報提供を行う事で意 識の向上を図っていく予定である。 ◆外部団体や公的機関等が実施するセ ミナー等の開催情報を収集し、積極的 な参加を促していきたい。 | | | | (1) 役員員向けのコンプライアンス教育を、少な くとも年に1回以上実施している。 | (1) 役員員向けのコンプライアンス 教育の実施計画 | (1) 役員員、登録チームや登録選手、登録指導者 等に対しても、コンプライアンス教育を展開 することが望まれる。 (2) 役員員向けのコンプライアンス教育の内容と して、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」という。)や 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関 する法律(以下「公益法人認定法」という。) 等、NFに適用される関係法令及びガバナンス コードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統 括団体が定める加盟要件等に係る規程につ いて ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防 止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全 確保の徹底について |
| | (2) 指導者、競技者等 に対し、コンプライ アンス教育を実施す ること、又はコンプライ アンスに関する研修等 への参加を促すこと | ◆指導者に対しては、指導者養成委員 会を中心に、指導者養成講習会等を通 じて実施している。 ◆競技者に対する取り組みは、対象が 広範囲に亘るため各チーム指導者に対 してコンプライアンス違反事例等の情 報を提供する等して意識の向上に努め たい。 ◆今後、「規律、裁定規程」等の関連 規程をホームページに掲載するなどし て周知していきたいと考えている。 | ・指導者養成 講習会開催 要項 ※実施計画書 (開催要項)は 日程確定後に 作成する予定 | | | (1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び 指導者に対して、コンプライアンス教育を少 なくとも年に1回以上実施している。 | (1) 選手及び指導者向けのコンプライ アンス教育の実施計画 | (1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対し ても、コンプライアンス教育を展開すること が望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育 の内容として、例えば以下のような内容が考え られる。 ①不正行為の防止について(ドーピング、八百 長行為等) ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社 会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について(未成年の飲煙・喫 煙、違法賭博、交通違反・事故等) ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係(反社会勢力 との交際問題を含む。)、社会常識について |
| | (3) 審判に対し、コン プライアンス教育を実 施すること、又はコン プライアンスに関する 研修等への参加を促 すこと【追加】 | ◆毎年審判委員会主管の下、4月から 5月にかけて9地区で開催している全 国審判長会議・ルール伝達講習会にお いて実施している。 | ・開催要項 ・会議資料 ※実施計画書 (開催要項)は 日程確定後に 作成する予定 | | | (1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対 して、少なくとも年に1回以上のコンプライ アンス教育を実施している。 | (1) 審判員向けのコンプライアンス 教育の実施計画 | |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

【原則4】

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|---------------------------|--|---|---|-----------|---------|--|--|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| 【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | <p>◆税理士事務所と業務委託契約を締結し、法人会計基準に従って会計処理を行い、契約に基づき定期的に会計監査を実施することで健全確保を図っている。</p> <p>◆決算時には財務諸表等を作成し、顧問税理士及び監事より監査を受けて、監査報告書を添付して社員総会に諮り、承認を経てホームページに公告している。</p> <p>◆2023年度を目処に、税理士等の助言を得て、会計全般に係わる規程整備を行う予定。</p> | <p>・定款 ・基本規程及び細則 ・役員名簿 ・税理士事務所業務委託契約書</p> | | | <p>(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>(2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。</p> <p>(3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</p> | <p>(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を説明してください。</p> <p>(2) 財務関連の規程</p> | |
| | (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | <p>◆毎年、県スポーツ協会・JBAの補助金説明会に専務理事及び事務局長が出席し、各事業の会計実務責任者に対して、定められた要項・実施要領等を遵守し適切に使用するよう説明を行っている。</p> | | | | <p>(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。</p> | <p>(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。</p> <p>(2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。</p> | |
| | (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること | <p>◆各委員会・部会の会計実務責任者に対して適切な会計処理の説明を行い、事業終了後の精算報告を受けて事務局長・事務局会計責任者と顧問税理士が会計データを共有するとともに、都度助言を受けて法人会計基準に従って会計処理を行っている。</p> | <p>・税理士事務所業務委託契約書</p> | | | <p>(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。</p> <p>(2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</p> | <p>(1) 専門家のサポート体制に関する資料</p> | <p>(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。</p> <p>(2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。</p> |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

【原則5】

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|---|--|---|--------------------------------|-----------|---------|---|---|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| <p>〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p> | <p>(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】</p> | <p>◆法令に基づき、社員総会にて決議後、決算報告（財務諸表）を本協会ホームページにおいて公開している。また、社員総会における決議事項は県協会報に掲載し、役員や各都市協会、チーム関係者に配布している。</p> | <p>・社員総会資料 ・県協会報</p> | | | <p>(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。</p> | <p>(1) 予算・決算書類等</p> | <p>(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。</p> |
| | <p>(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】</p> | <p>◆現在、JBAの指導により適合審査説明書を作成している。今後JBAの審査を受けて公開予定。 ◆セルフチェックシート（自己説明・公表確認書）を本協会ホームページにおいて公開している。</p> | <p>・セルフチェックシート</p> | | | <p>(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。</p> | <p>(1) 審査基準に対応する書類</p> | <p>(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。</p> |
| | <p>(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】</p> | <p>◆役員一覧を本協会ホームページに公開している。また、事業計画日程や競技会・各種事業の情報を各カテゴリー、各委員会と連携して掲載しているほか、県協会報に掲載して配布している。 ◆ガバナンスコード策定を機に、基本規程や細則、組織図、役員・社員・委員会名簿、事業計画及び事業報告、予算及び決算資料等を今後本協会ホームページ上に公開を予定している。</p> | <p>・定款 ・役員名簿 ・県協会報</p> | | | <p>(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。</p> | <p>(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書</p> | <p>(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。</p> |

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

[原則6]

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | | 調査員記入欄 | | 審査基準 | 必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証憑書類の提出が必要 | 補足 |
|--|-------------------------------------|---|----------------------------------|-----------|---------|--|---|---|
| | | 自己説明 | 証憑書類 | 調査員 評価 | 調査員コメント | | | |
| <p>[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p> | <p>(1) 市区町村協会との連携を図ること 【追加】</p> | <p>◆県内9都市協会と都市協会を構成する、協会が設立されていない1村を除く24市町村協会が県協会に加盟しているが、加盟規程等はない。</p> <p>◆9都市協会を正会員(社員)とするとともに、併せて理事を選出している。社員総会及び理事会を通じて各地区協会に対して協会運営状況や各種情報等を連携している。また、県スポーツ協会やJBAからの通知等についても各理事を通じて情報提供を行っている。</p> <p>◆県内を東北・中央・東南の3地区に分割して全県大会開催のローテーションを決めて大会委託を行って開催している。</p> <p>◆役員改選期に各都市・市町村協会より「会長・副会長・理事長・事務局」の情報提供を求め、一覧表にまとめると共に県協会報に掲載している。</p> <p>◆毎年1回「都市・市町村協会理事長連絡会」を開催して、理事会報告、次年度行事・競技日程、大会ローテーション等の調整や地区からの要望等の情報交換を行って連携強化を図っている。</p> | <p>・組織図 ・県協会報 ・連絡会資料</p> | | | <p>(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。</p> <p>(2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。</p> <p>(3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。</p> | <p>(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程</p> <p>(2) 市区町村協会等との関係図</p> <p>(3) 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等</p> <p>(4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画</p> | <p>(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。</p> <p>(2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。</p> |